

相談支援（ケアマネジメント）の目的

有限会社あいの手介護サービス

主任相談支援専門員 小林 幸夫

1

この研修（講義）の獲得目標

障害のある方が生きがいを感じる生活ができるために
相談支援（ケアマネジメント）があるという目的を理解する。

- ①障害者の基本的人権を尊重し、本人主体の適切な支援が必要であることを理解する。
- ②主に在宅で暮らす障害者が、その地域で生きがいを感じる
ことのできる生活が送れるように支援していくことが大切との
基本姿勢を確認する。
- ③その方に応じた社会参加をすることによって生きがいを感じる
ことを理解する。

2

障害者権利条約 第1条

第一条 目的

この条約は、全ての障害者による、あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により、他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

3

障害者権利条約 第3条

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

4

障害者権利条約 第19条

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、且つ、障害者のニーズに対応していること。⁵

障害者基本法の基本理念

2011年（平成23年）8月5日から

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害者総合支援法 第1条 目的

この法律は、

障害者基本法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7

障害者総合支援法 第1条 基本的理念

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

8

児童の権利に関する条約とは

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年(昭和51年)発効)が定める基本的人権を、その 生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。

前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年(平成元年)の第44回国連総会において採択され、1990年(平成2年)に発効しました。

日本は1994年(平成6年)に批准しました。

9

児童の権利に関する条約 -4つの柱-

・生きる権利

子どもたちは、健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

・守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子ども等は特別に守られる権利を持っています。

・育つ権利

子どもたちは、教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

・参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

10

こども基本法 ―4つの柱―

2023年(令和5年4月施行)

・差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況等
どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる
よう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

11

児童の権利に関する条約 第23条①

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

12

障害者差別解消法の成立

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

2016年4月1日施行

13

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

- ・1981年 「完全参加と平等」スローガン国際障害者年
～ノーマライゼーションの理念の浸透～
- ・1990年 福祉八法改正
～入所施設支援から地域生活支援へ～
- ・1993年 心身障害者対策法⇒障害者基本法へ改正
～「自立と社会参加」「尊厳」～
- ・1995年 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律
の改正
～「障害者ケアガイドライン」検討開始～
～ノーマライゼーション7か年戦略～

14

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

～ノーマライゼーション7か年戦略～

(1)地域で共に生活するために

障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい・働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立。

(2)社会的自立を促進するために

障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開

(3)バリアフリー化を提進するために

障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていいため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取り組み

(4)生活の質（QOL）の向上を目指して

障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図る為、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進

(5)安全な暮らしを確保するために

災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守る為、地域の防犯、防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進

(6)心のバリアを取り除くために

ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進

(7)我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行う¹⁵とともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

- ・1997年～2002年度 「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」
- ・1998年 「ケアガイドライン」（3障害）
 - （身）市町村障害者生活支援事業
 - （知・児）障害児・者地域療育等支援事業
 - （精）精神障害者地域生活支援事業相談支援事業のはじまり
- ・2002年 一般財源化「障害者ケアガイドライン」
- ・2003年 「支援費制度」施行
「障害者ケアマネジメント体制支援事業」
- ・2006年 障害者自立支援法 「ケアマネジメントの制度化」
- ・2010年 対象者を全利用者へ拡大
- ・2012年 障害者自立支援法改正
- ・2013年 障害者総合支援法

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

- ・機能的又は能力的に不自由なことが障害？
何らかの身体的・精神的な障害がある人が障害者？
- ・その人たちが 機能的又は能力的に不自由なことで
生活がしづらいことが障害では？
- ・地域の中で阻害され、生きづらさなどを感じて日々
生活されている人たちが障害者？
- ・地域社会の仕組みや、それらを創ってきた人たちの
意識（こころ）の中に真の「障害」があるのでは？

17

Normalization(ノーマライゼーション)
平等化



Integration(インテグレーション)
統合化



Inclusion(インクルージョン)
包括的共生社会

様々な関係諸法令に共通しているポイント

- ①他者との平等
- ②個の尊厳の尊重
- ③個の権利の行使
- ④選択の機会の確保
- ⑤社会参加
- ⑥他者との共生社会

権利擁護の視点

19

そもそも権利擁護とは？

「権利」・・・生まれながらにあるもの
ある物事を自分の意思によって、
自由に行ったり、他人に要求したり
することのできる資格・能力。

「擁護」・・・権利を行使するための手立て
侵害、危害、破壊を加えようとする
ものから、かばい、まもること。

20

まもられてる？

生命、身体 of 安全
自由、平等、差別待遇の禁止
名誉、信用、プライバシーの保護
幸福追求、生活保障
療育・教育・社会経験等の機会
労働、経済的活動
表現、思想、宗教
個人の尊厳・尊重

21

行使できてる？

健康になりたい
家族と一緒に普通の暮らしがしたい
色んなことを学びたい
たくさん友達をつくりたい
旅行や遊びに行きたい
おしゃれをしたい
働きたい
結婚して家庭をもちたい
人の役に立ちたい・・・等。

22

当事者の想い

ピープルファースト (People First)

「わたしは、障害者としてではなく、
まず、ひとりの人間として見てほしい」

チャイルドファースト (Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、
まず、ひとりの子供として見てほしい」

23

まもるための手立て

自己決定・自己選択

ができるように

そのために必要なこと

意思決定支援

意思形成支援

24

相談支援（ケアマネジメント）の本質

出来ないことを補う支援も必要

相談支援（ケアマネジメント）を通じて、
本人が希望すること、願っていること、
どうしたら実現出来るかを共に考え、
本人による**自己選択・自己決定**ができる
ように支援する。

本人中心のニーズ・**本人主体**の支援

25

相談支援（ケアマネジメント）とは

障害があっても、その人が、その人らしく
その人が生きがいをもって、**社会の一員**
として地域で暮らせるよう、寄り添うこと。
そこには、本人が常に中心であること。

相談支援（ケアマネジメント）は、
意思決定支援・意思形成支援
である。

26

